

07春監監第31号

令和7年5月12日

春日市議会議長 様

春日市長 様

春日市教育委員会教育長 様

春日市監査委員 松 尾 英 二

同 原 克 巳

財務監査（支出命令等監査）結果報告書

下記のとおり財務監査（支出命令等監査）を実施しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査基準への準拠

本監査は、春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）に準拠して実施しました。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

3 監査の対象

(1) 所管

全所管（学校を含む。）

(2) 内容（主なもの）

ア 令和7年3月支払分の支出命令及び支出負担行為兼支出命令

イ 令和7年3月処理分の精算、戻出命令、戻入命令等

ウ 令和7年3月処理分の収入伝票、支払伝票、振替伝票（いずれも下水道事業会計に係るもの）

※ 支出負担行為のみ行うものは対象としません。

※ 調定等の歳入に係るものも対象とします。

4 監査の着眼点

- (1) 支出命令等の内容は、法令に適合したものになっているか（合規性）。
- (2) 支出命令等に係る事務処理は、正確に行われているか（正確性）。

5 監査の主な実施内容

- (1) 支出命令の内容（支払金額、振込口座等）と証憑（請求書等）の内容について相違がないか確認
- (2) 支出命令に係る予算科目が適切であるか確認
- (3) 財務会計システム抽出データを用いた遅延利息、誤振り込み、未精算費用等の有無の確認
- (4) 必要に応じて、関係職員へ質問等を実施

6 監査の実施場所及び日程

(1) 場所

春日市役所監査委員事務局執務室

(2) 日程

令和7年4月1日から令和7年4月24日まで

7 監査の結果

支出命令等に関する事務の執行については、おおむね適正に実施されているものと認められました。